

第1部

雇用に際し企業が配慮していること
—障害の種類・等級・職業別に—

視覚障害

< 1 級 >

1 級の視覚障害者には、視力がゼロで光覚もない全盲から、明るさや動きや粗大な形についてはかろうじて把握出来る重度弱視者までが含まれるが、何れも視覚を利用した歩行及び、視覚を手がかりにした作業等に困難が伴う重度の視覚障害者である。通常、歩行には白杖が必要である。全盲以外では、明るさや動きの情報を視覚から得ていることに注意が必要である。聴覚情報、触覚情報、嗅覚情報などが、視覚にかわる日常生活での重要な情報の形態となっており、聴覚によって外界の状況を把握する能力が視力障害のない人より優れている場合が多い。

1 級の視覚障害者を雇用している企業の雇用に際しての配慮として、専門的・技術的職業（主として、あんま、マッサージ、はり、きゅう）ではレクリエーションやミーティング、懇親会への参加といったコミュニケーションへの配慮が最も多く、次いで教育・訓練に関する配慮が多くなっている。教育・訓練に関しては、視覚障害者の場合、専門的・技術的職業に、按摩マッサージ指圧師、はり、灸といった、いわゆる三療の分野に含まれるものが多いことを反映して、研修や講習会への参加、接客マナーの指導といった理療の仕事に固有なものが多くなっている。なお、障害に特有の配慮としては、歩行や移動に関する配慮と視覚的手がかりの利用の困難性に関する配慮があり、前者は点字ブロックの設置、夜間の車による送迎、ラッシュを避けた通勤や入社時の通勤訓練、後者は点字や凹凸による触覚的表示、文書の代読や作業補助者の配置、音声変換装置付きのコンピュータやワープロなど就労機器（事務機器）の改善などが具体的な配慮内容として上げられている。

理療関係以外の職種では、調査対象となった 1 級視覚障害者の 5% が就いている運輸・通信の職業（具体的には電話交換手）で、視覚障害者用の交換機を設置したり、機器を聴覚的な手がかりを利用できるように改良するといった就労機器に関する配慮が多くなっている。教育訓練に配慮しているほか、一般企業への就職が多いことを反映して管理職及び職員の教育啓蒙にも配慮している企業が多い。

< 2 級 >

2 級の視覚障害者には、視力が低い人（両眼の視力の和が 0.02~0.04）と視野の狭い人が含まれる。視野も中心だけが見える、周辺だけが見える、見える範囲が不安定などの様々な障害のタイプがあり、みえる範囲だけでなく視野の欠ける部位によって視力や色覚（眼球の中心部分が鋭い）、明暗（眼球の周辺部分が鋭い）などへの障害の出方が様々なため、2 級の視覚障害者と言っても、その実態はかなり多様である。しかし、粗大な動きの把握や白杖なしの歩行がほぼ可能であること、文書を読む際には点字を用いたり文字を拡大する装置を使用したり、あるいは文字そのものを大きなものにする必要があるという点についてはほぼ共通する。

企業が雇用に際して配慮している事項としては、1 級同様、コミュニケーションへの配慮が最も多く、専門的・技術的職業の場合、やはり理療関係の職種の占める割合が半数近くに及ぶことから、研修や講

習会への参加が比較的多くなっている。また、2級の視覚障害者の多くが残存する視覚能力を利用することが可能であることから、拡大読書器や画面拡大機能付きのワープロの設置、書類や書籍の文字を大きくする等、普通文字の使用を前提にした配慮も見られる。尚、前述した様に2級の視覚障害者は白杖なしでも単独歩行が可能であるが、視野狭窄がある場合などは周囲の視野が欠損するため、特に夜間など歩行に危険を伴う場合がある。このため企業の中には残業を規制したり、仕事が夜間に及ぶ場合にタクシーや社用車で送迎するといった配慮をしているところもある。また、数は多くはないが、歩行訓練や列車の乗車位置の確認訓練等、通勤に関する特別の配慮を行っている企業もみられる。

< 3級 >

3級の視覚障害者の場合は、両眼の視力の和が0.05以上0.08以下、もしくは両眼の視野がそれぞれ10度以内のものと定義されている。2級同様、両眼視が可能か、視野狭窄があるか等によってその障害特性は多様であるが、企業の配慮内容としては、やはりコミュニケーションへの配慮が最も多く、他には、室内の照明を明るくしたり、廊下の案内表示の文字を大きくするといった、残存視力を有効に利用するための配慮を行っている企業もみられる。また前述したような視野狭窄の場合等に配慮して、季節によって一般社員よりも早く帰宅させ、夜道の歩行をさせないようにしている企業もある。

< 4級～6級 >

4級から6級までの等級も、両眼の視力の和と視野障害の程度によってそれぞれ定義されており、障害の特性を等級によって一般化することは難しいが、白杖なしの歩行が可能であること、拡大読書機等の補助具の使用によってかなりの読書能力を得ることが出来ることはほぼ共通している。なお、読書能力に関しては、細かい文字を読む場合などには何らかの困難が生じる可能性もあり、企業が雇用に際して配慮している内容の中にも、室内の照度をアップしたり、拡大読書機や画面拡大機能付きのワープロを設置したり安全面では採光や整理整頓、就労機器の改善では視覚認識のものを聴覚確認に変更するなど視覚的な困難を軽減しようとするものが見られる。

【視覚 1 級 総括表】

視覚障害1級

専門的・技術的職業の場合 (人数159人)

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	93	58%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	74	47%
2 障害者への教育・訓練	39	25%	研修や講習会への積極的参加 接客マナーを重点的に指導	11	7%
3 職場介助者等作業補助者の配置	31	19%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	13	8%
4 通勤への配慮	31	19%	夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	10	6%
5 住宅への配慮	29	18%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	16	10%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙	29	18%	ミーティング等で、障害者理解を促進	19	12%
7 相談員、カウンセラーの配置	26	16%	障害者職場生活相談員の選任、配置	23	14%
8 労働条件への配慮	25	16%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	10	6%
9 廊下・通路の改善	25	16%	廊下・通路に点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)を設置	16	10%
10 就労機器(事務機器)の改善	18	11%	新しい事務機器は全て点字で表示	9	6%
	16	10%		17	11%
	16	10%		10	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 専門書の点訳(障害者への教育・訓練)
- 健常者が業務に必要な文書類を音読(職場介助者等作業補助者の配置)
- 資料作成補助及び代筆、代読支援(部内で担当者をつける)(職場介助者等作業補助者の配置)
- 盲学校より視覚障害者の特性について指導をうける(管理職及び職員の教育、啓蒙)
- 盲人用音声点字ワープロを購入(就労機器(事務機器)の改善)
- 音声変換装置付のコンピュータを購入(就労機器(事務機器)の改善)
- 点字機器、盲人用時計・温度計等の設置(就労機器(事務機器)の改善)
- 点字テープ又は音声によるエレベータの階表示(建物に関する他の改善)
- 電気治療器具等のスイッチボタンに凹凸をつける(建物に関する他の改善)
- 玄関等に点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)を設置(玄関等のアプローチの改善)
- 触覚読書機、音声・点字ワープロ、専用パソコン等の購入(就労機器(製造部門機器)の改善)
- 操作パネルスイッチに凹凸をつける(就労機器(製造部門機器)の改善)
- 点字ディスプレイ、点字プリンタ、音声装置、パソコンの設置(コミュニケーション機器の導入)
- 便所へ至る経路に点字ブロックを設置(便所の改善)

[視覚 1 級 詳細表]

視覚障害1級
専門的・技術的職業

件数 441
人数 159

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	59			
便所の改善	1	0.6%	便所へ至る経路に点字ブロックを設置	1
玄関等のアプローチの改善	9	5.7%	玄関等に点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)を設置	9
廊下・通路の改善	18	11.3%	廊下・通路に点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)を設置 案内標示を廊下に大きくわかりやすくした。	17 1
室内出入口の改善	11	6.9%	出入口に点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)を設置 玄関マットを施術室の入口に張りつけた	10 1
避難施設の改善	5	3.1%	放送設備の設置 非常口の近くに休憩所を設置	4 1
建物に関する他の改善	10	6.3%	照明設備を改善し室内の照度をアップした 点字テープ又は音声によるエレベータの階表示 電気治療器具等のスイッチボタンに凹凸をつける。 無用なものを放置しないように配慮	6 2 1 1
休憩・休養室等の改善	5	3.1%	待機時間にゆったりと休めるように配慮(畳、シャワー等の設置) 休憩室に冷・暖房の設備がある。	4 1
作業の改善	33			
作業テーブル・台・机の改善	5	3.1%	マッサージ専用台の設置 移動しなくて良いように専用ベットを設置 端末機器用に大型の机を設置	3 1 1
作業工程の改善	1	0.6%	技術勉強会の実施	1
安全設備の改善	2	1.3%	安全スペースの確保 点字テープ又は音声によるエレベータの階表示	1 1
就労機器(事務機器)の改善	16	10.1%	新しい事務機器は全て点字で表示 盲人用音声点字ワープロを購入 医療機器・ベッド等の購入 音声変換装置付のコンピュータを購入 点字機器、盲人用時計・温度計等の設置	10 3 1 1 1
就労機器(製造部門機器)の改善	3	1.9%	触覚読書機、音声・点字ワープロ、専用パソコン等の購入 操作パネルスイッチに凹凸をつける。	2 1
新規に職域を拡大	3	1.9%	マッサージ部門を新設 施術所(鍼・マッサージ治療院)の経営	2 1
コミュニケーション機器の導入	2	1.3%	事務室との間に専用インターホンを設置 点字ディスプレイ、点字プリンタ、音声装置、パソコンの設置	1 1
その他補完機器の導入	1	0.6%	マッサージ、はりの実施に関する各種器機の導入	1
その他の労働環境への配慮	341			

[視覚 1級 詳細表]

勤務時間	20	1.3%	時差出退勤・フレックスタイム制	8
			残業の規制	3
			職員食堂での食事時間を変更し混雑を回避	3
			自宅待機を許可	2
			所用があれば外出自由	2
			時差出退勤・フレックスタイム制	1
			夜間勤務の規制	1
通勤への配慮	31	19.5%	夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	19
			近くに寮、部屋を借り上げて貸与	4
			ラッシュ・アワーを避けた勤務時間の設定	2
			出退勤時は同僚が極力同行し歩行介助	2
			通勤用送迎バスを使用	2
			バス停まで送迎	1
			通勤に時間がかかるため、特別に早退を許可している	1
住宅への配慮	29	18.2%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	23
			住宅手当の支給	2
			障害者住宅助成金の利用	2
			入居時保証人、市営身障住宅の申込の代行等	2
家族との連携	15	9.4%	電話、文書等で連絡、連携を図る	8
			家族慰安旅行を企画	3
			生活相談員が中心となって連絡をとっている	2
			家族が職場を訪問	1
			懇談会や家族合同の研修会を実施	1
相談員、カウンセラーの配置	25	15.7%	障害者職場生活相談員の選任、配置	16
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	3
			定期的に談話会を実施	3
			生活上の問題や行政の施策等に関するカウンセリングを実施	2
			医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	1
健康管理への配慮	15	9.4%	登山、スキー、ハイキング等の実施	4
			年2回定期健康診断	4
			医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	3
			過度の業務の回避	2
			食事管理、衛生管理	1
			服薬の指導	1
労働条件への配慮	25	15.7%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	9
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	6
			技術上昇への手当支給	3
			公務員に準じた、職域給与表の適用	3
			マッサージ師独自の賃金体系を適用	1
			技術指導、マッサージ専門の開業に伴うカルテの書方指導	1
			室内整備を行い事故発生防止に努める	1
			独立した業務としての意義づけのため施術室を一室丸ごと提供	1
コミュニケーションへの配慮	93	58.5%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	74
			対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	11
			忘年会等の行事には積極的に参加させる	3
			1日1度は話しをし、意見や声を聞くようにしている	1
			あらかじめ当人の障害部位を担当者に話しておき、協力体制を組む	1

〔視覚 1 級 詳細表〕

		一人勤務の状態としないよう、診療所のスタッフと同一勤務とした	1
		食事や休憩時間は健常社員が同行している	1
		本人から意見を聴取し、やりがいのある職場づくりを目指す	1
職場介助者等作業補助者の配置	31 19.5%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	16
		専任の作業補助者を配置	7
		機械器具のスイッチ操作等を介助	2
		あらかじめ当人の障害部位を担当者に話しておき、協力体制を組む	1
		マッサージの予約受付等の業務は看護婦が行っている	1
		医務室での勤務のため看護婦が必要に応じて介助している	1
		一人勤務の状態としないよう、診療所のスタッフと同一勤務とした	1
		健常者が業務に必要な文書類を音読する	1
		資料作成補助及び代筆、代読支援を部内体制で担当者をつけた。	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	26 16.4%	ミーティング等で、障害者理解を促進	10
		地域の福祉活動に参加	5
		幹部職員会議の場で院長より障害者の雇用管理について指示	2
		行政等の実施する研修、講習会に参加	2
		身障者関係の会議への参加、施設の見学等を実施。	2
		盲学校より視覚障害者の特性について指導をうける	2
		安全衛生への配慮を怠らないよう指示	1
		移動時の介助	1
		障害者に関する刊行物等の購読	1
障害者への教育・訓練	39 24.5%	研修や講習会への積極的参加	13
		接客マナーを重点的に指導	10
		先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	7
		医師による実務指導。	2
		社内で研修会を開催(外部講師の招聘等)	2
		専門書の点訳	2
		OJTを基本にした職場教育	1
		ミーティング等で、障害者理解を促進	1
		社内で研修会を開催(外部講師の招聘等)	1

【視覚 1級 総括表】

視覚障害1級

運輸・通信の職業の場合（人数10人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 就労機器(事務機器)の改善	6	60%	視覚障害者用の交換機を設置	2	20%
			電話交換機をランプがつくと同時にブザーがなるように改良	2	20%
			音声ワープロ購入	1	10%
2 障害者への教育・訓練	5	50%	交換機(音声発生装置)の改善	1	10%
			点字マニュアルを作成	1	10%
			直属の上司・先輩が教育	1	10%
			個別にマンツーマンで反復訓練	1	10%
			業務縮小に備えカナタイプの技能習得を実施中	1	10%
3 管理職及び職員の教育、啓蒙	4	40%	OJTを基本にした職場教育	1	10%
			安全衛生への配慮を怠らないよう指示	1	10%
			障害者に関する刊行物等の回覧	1	10%
4 通勤への配慮	4	40%	職場で先輩社員が点字マニュアルを作成	1	10%
			随時社内報により啓蒙を図っている	1	10%
			朝夕のラッシュ時間帯をさけるよう配慮	1	10%
			入社時に通勤訓練を実施	1	10%
5 コミュニケーションへの配慮	3	30%	付近から通勤している職員の協力を得て事故防止に努める	1	10%
			盲導犬の小屋を階段下に設置	1	10%
			専担者を決め出来る限りの意思疎通をはかる	1	10%
			書類を排除し言葉によるコミュニケーションを実施	1	10%
			レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1	10%
6 健康管理への配慮	3	30%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	3	30%
7 職場介助者等作業補助者の配置	3	30%	特定の社員を作業指導員として配置	2	20%
			同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	1	10%
8 避難施設の改善	3	30%	避難時の介添人を指定	3	30%
9 労働条件への配慮	3	30%	労働時間短縮、残業の規制	2	20%
			転勤など排除するため特別嘱託扱いとする	1	10%
10 廊下・通路の改善	3	30%	エレベーター、CD機に点字を表示	1	10%
			点字ブロックを設置	1	10%
			要所への点字ブロックの設置	1	10%
11 家族との連携	2	20%	電話、文書等で連絡、連携を図る	2	20%
12 住宅への配慮	2	20%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	2	20%
13 安全設備の改善	1	10%	視覚障害者用の交換機を設置	1	10%
14 休憩・休養室等の改善	1	10%	電話交換室内にソファ等を設置	1	10%
15 勤務時間	1	10%	労働時間短縮	1	10%
16 建物に関する他の改善	1	10%	階段や危険な箇所に柵・手すりを設置	1	10%
17 就労機器(製造部門機器)の改善	1	10%	音声ワープロの導入	1	10%
18 相談員、カウンセラーの配置	1	10%	上司、事務長などが適宜相談を受ける	1	10%

〔視覚 1 級 詳細表〕

視覚障害1級
運輸・通信の職業

件数 47
人数 10

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	8			
廊下・通路の改善	3	30.0%	エレベーター、CD機に点字を表示 点字ブロックを設置 要所への点字ブロックの設置	1 1 1
避難施設の改善	3	30.0%	避難時の介添人を指定している	3
休憩・休養室等の改善	1	10.0%	電話交換室内にソファー等を設置した	1
建物に関する他の改善	1	10.0%	階段や危険な箇所に柵・手すりを設置	1
作業の改善	8			
安全設備の改善	1	10.0%	視覚障害者用の交換機を設置した	1
就労機器(事務機器)の改善	6	60.0%	視覚障害者用の交換機を設置した 音声ワープロ購入 交換機(音声発生装置)の改善 電話交換機にランプがつくと同時にブザーがなるようにした 着信音声信号による電話交換機の導入(改良)	2 1 1 1 1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	10.0%	音声ワープロの導入	1
その他の労働環境への配慮	31			
勤務時間	1	10.0%	労働時間短縮	1
通勤への配慮	4	40.0%	朝夕のラッシュ時間帯をさけるよう配慮 入社時に通勤訓練を実施 付近から通勤している職員の協力を得て事故防止につとめている 盲導犬の小屋を階段下に設置した	1 1 1 1
住宅への配慮	2	20.0%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	2
家族との連携	2	20.0%	電話、文書等で連絡、連携を図る	2
相談員、カウンセラーの配置	1	10.0%	上司、事務長などが適宜相談を受ける	1
健康管理への配慮	3	30.0%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	3
労働条件への配慮	3	30.0%	労働時間短縮、残業の規制 転勤など排除するため特別嘱託扱いとする	2 1
コミュニケーションへの配慮	3	30.0%	専担者を決め出来る限りの意思疎通をはかっている 書類を排除し言葉によるコミュニケーションを実施 レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	3	30.0%	特定の社員を作業指導員として配置 同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	2 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	4	40.0%	安全衛生への配慮を怠らないよう指示 障害者に関する刊行物等の回覧 職場で先輩社員が点字マニュアルを作成 随時社内報により啓蒙を図っている	1 1 1 1

[視覚 1級 詳細表]

障害者への教育・訓練	5	50.0%	点字マニュアルを作成	1
			直属の上司・先輩が教育をしている	1
			個別にマンツーマンで反復訓練	1
			業務縮小に備えカナタイプの技能習得を実施中	1
			OJTを基本にした職場教育	1

【視覚 2 級 総括表】

視覚障害2級

専門的・技術的職業の場合（人数78人）

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	52	67%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	40	51%
2 障害者への教育・訓練	27	35%	研修や講習会への積極的参加 先輩や上司がマンツーマンで実務指導	10	13%
3 相談員、カウンセラーの配置	25	32%	障害者職場生活相談員の選任、配置 障害者団体から歩行訓練講師の派遣を受ける	5	6%
4 勤務時間	21	27%	自宅待機を許可 時差出退勤・フレックスタイム制 待機時間が長い場合退勤時間を考慮	17	22%
5 通勤への配慮	19	24%	夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎 歩行訓練・通勤通路・列車の乗車位置の確認訓練等の実施	4	5%
6 労働条件への配慮	17	22%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避 職場環境の整備による施術料金のアップによる賃金の上昇	6	8%
7 家族との連携	14	18%	(会社の行事への招待、電話、文章による連絡等)	4	5%
8 住宅への配慮	13	17%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 (入居時保証人、市営身障住宅の申込の代行等)	5	6%
9 管理職及び職員の教育、啓蒙	12	15%	行政等の実施する研修、講習会に参加	5	6%
10 職場介助者等作業補助者の配置	12	15%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	9	12%
11 休憩・休養室等の改善	9	12%	(昼、シャワーの設置等)		
12 健康管理への配慮	9	12%	(年2回定期健康診断等)		
13 廊下・通路の改善	9	12%	点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)の設置	5	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

視覚障害者介護ヘルパーを招聘(相談員、カウンセラーの配置)
 足の感触で通路と判断出来るようにする(廊下・通路の改善)
 エレベーター内に点字ブロックを設置(建物に関する他の改善)
 新しい事務機器は全て点字で表示(就労機器(事務機器)の改善)
 盲人用音声点字ワープロを購入(就労機器(事務機器)の改善)
 カルテ等の文字を大きくする(就労機器(事務機器)の改善)
 拡大読書機、画面拡大機能付きワープロ等の設置(就労機器(事務機器)の改善)
 点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)の設置(玄関等のアプローチの改善)
 文字の大きい特注の辞書を購入(その他補完機器の導入)

[視覚 2級 詳細表]

視覚障害2級
専門的・技術的職業

件数 274
人数 78

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	35			
玄関等のアプローチの改善	5	6.4%	点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)の設置 足の感触で通路と判断出来るようにした	4 1
廊下・通路の改善	9	11.5%	点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)の設置 足の感触で通路と判断出来るようにした 案内標示を廊下に大きくわかりやすくした。	5 3 1
室内出入口の改善	4	5.1%	点字ブロック(又は点字ブロック様のもの)の設置	4
避難施設の改善	1	1.3%	非常口の近くに休憩所を設置	1
休憩・休養室等の改善	9	11.5%	待機時間にゆったりと休めるように配慮(畳、シャワー等の設置) 非常口の近くに休憩所を設置 障害者専用休息室の設置 浴槽内に手摺、洗い場に40cm高さのすの子設置。	3 3 2 1
建物に関する他の改善	7	9.0%	照明設備を改善し室内の照度をアップした 無用なものを放置しないように配慮 エレベーター内に点字ブロックを設置	4 2 1
作業の改善	18			
作業テーブル・台・机の改善	4	5.1%	マッサージ専用台の設置 移動しなくて良いように専用ベットを設置	2 2
作業工程の改善	1	1.3%	ツボ刺激装置、治療台、スチーマ消毒器等を設置	1
安全設備の改善	2	2.6%	火災の自動感知装置を設置 床をフリーアクセス化(配線等を床下に収納)	1 1
就労機器(事務機器)の改善	6	7.7%	新しい事務機器は全て点字で表示 盲人用音声点字ワープロを購入 カルテ等の文字を大きくした。 拡大読書機、画面拡大機能付きワープロ等の設置	2 2 1 1
新規に職域を拡大	1	1.3%	マッサージ部門を新設	1
コミュニケーション機器の導入	1	1.3%	EWEによる電子メールを実施。	1
その他補完機器の導入	3	3.8%	カルテラックの購入 コンピュータのプリンターに消音ボックスを装着 文字の大きい特注の辞書を購入	1 1 1
その他の労働環境への配慮	221			
勤務時間	21	26.9%	自宅待機を許可 時差出退勤・フレックスタイム制 待機時間が長い退勤時間を考慮している 職員食堂での食事時間を変更し混雑を回避 所用があれば外出自由	6 5 5 2 1

[視覚 2級 詳細表]

			夜間勤務の規制	1
			労働時間短縮	1
通勤への配慮	19	24.4%	夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	6
			歩行訓練・通勤通路・列車の乗車位置の確認訓練等の実施	5
			通勤用送迎バスを使用	2
			夜間施療後等はタクシーや社用車で送迎	2
			近くに寮、部屋を借り上げて貸与	1
			自宅からの通勤が長時間かかるため住込採用とした	1
			自宅に近い店舗に配属	1
			通勤バスの乗務員に乗降の誘導を要請	1
住宅への配慮	13	16.7%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	5
			入居時保証人、市営身障住宅の申込の代行等	5
			住宅手当の支給	3
家族との連携	14	17.9%	会社の行事に家族を招待	3
			生活相談員が中心となって連絡をとっている	3
			電話、文書等で連絡、連携を図る	3
			折を見て職場長が近況を知らせている。	2
			家族慰安旅行を企画	1
			会社の行事に家族を招待	1
			緊急連絡網の整備	1
相談員、カウンセラーの配置	25	32.1%	障害者職場生活相談員の選任、配置	17
			障害者団体から歩行訓練講師の派遣を受ける	4
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	2
			産業医・保健婦等による健康相談の実施	1
			視覚障害者介護ヘルパーを招聘	1
健康管理への配慮	9	11.5%	年2回定期健康診断	3
			過度の業務の回避	2
			医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	1
			健康管理チームのメンバーに任命	1
			時間内通院の許可・定期通院日の定休振替	1
			障害部位の特診を勧奨	1
労働条件への配慮	17	21.8%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	6
			職場環境の整備による施術料金のアップによる賃金の上昇	4
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	2
			マッサージ師独自の賃金体系を適用	1
			公務員に準じた、職域給与表の適用	1
			入社時に労働条件について充分説明し納得のうえ就業させる	1
			本人の希望等をきき職場配置を検討	1
			夜間の帰宅は危険なため、季節により一般社員より早く帰宅させている	1
コミュニケーションへの配慮	52	66.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	40
			対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	5
			インストラクター及び看護婦との交流	2
			視力への配慮以外、差別をしないように配慮	1
			人間関係を大切にしている	1
			生活相談員が中心となって連絡をとっている	1
			忘年会等の行事には積極的に参加させる	1
			本人から意見を聴取し、やりがいのある職場づくりを目指す	1

[視覚 2級 詳細表]

職場介助者等作業補助者の配置	12	15.4%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	9
			専任の作業補助者を配置	2
			健常者が業務に必要な文書類を音読する	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	12	15.4%	行政等の実施する研修、講習会に参加	5
			ミーティング等で、障害者理解を促進	3
			移動時の介助	2
			障害の内容を配慮した作業現場への配置と仲間の思いやりを啓発指導	1
			障害者に関する刊行物等の購読	1
障害者への教育・訓練	27	34.6%	研修や講習会への積極的参加	10
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	5
			シーツ、枕カバーの取替等を訓練	2
			OJTを基本にした職場教育	1
			患者の応待サービス等の指導及び自営する場合の心構えについて指導	1
			技術的、学問的教育を重視	1
			社内で研修会を開催(外部講師の招聘等)	1
			理学療法士としての技術の向上に向けて教育	1
			職場環境の整備による施術料金のアップによる賃金の上昇	3
			公務員に準じた、職域給与表の適用	1
			マッサージ師独自の賃金体系を適用	1

【視覚 2級 総括表】

視覚障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数23人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 健康管理への配慮	17	74%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	2	9%
2 コミュニケーションへの配慮	16	70%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	14	61%
3 労働条件への配慮	6	26%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	2	9%
4 障害者への教育・訓練	5	22%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	3	13%
5 相談員、カウンセラーの配置	4	17%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	2	9%
6 通勤への配慮	3	13%	通勤用送迎バスを使用	2	9%

[視覚 2級 詳細表]

視覚障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 45
人数 23

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	1			
休憩・休養室等の改善	1	4.3%	十分な広さの休憩室を設置	1
作業の改善	3			
作業工程の改善	1	4.3%	マニュアルを作成	1
安全設備の改善	2	8.7%	テレビカメラを設置し安全管理を徹底 反発装置、非常停止スイッチを装着	1 1
その他の労働環境への配慮	34			
勤務時間	1	4.3%	残業の規制	1
通勤への配慮	3	13.0%	通勤用送迎バスを使用	2
住宅への配慮	1	4.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	2	8.7%	折を見て職場長が近況を知らせている。 電話、文書等で連絡、連携を図る	1 1
相談員、カウンセラーの配置	4	17.4%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	2 2
健康管理への配慮	17	73.9%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 顔色や作業態度等、日常的な観察で健康状態をチェック	2 1
労働条件への配慮	6	26.1%	労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避 能力・体力に応じた職場配置 賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給 作業エリアの限定、単純・軽作業への配置 光がまぶしいので、仕事場は直接光の入らない所へ配置	2 1 1 1 1
コミュニケーションへの配慮	16	69.6%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	14
職場介助者等作業補助者の配置	2	8.7%	専任の作業補助者を配置	2
管理職及び職員の教育、啓蒙	2	8.7%	ミーティング等で、障害者理解を促進	2
障害者への教育・訓練	5	21.7%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導。 OJTを基本にした職場教育	3 1

【視覚 3級 総括表】

視覚障害3級

専門的・技術的職業の場合（人数12人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	8	67%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	7	58%
2 相談員、カウンセラーの配置	7	58%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	5	42%
3 家族との連携	2	17%	生活相談員が中心となって連絡をとっている 電話、文書等で連絡、連携を図る	1	8%
4 健康管理への配慮	2	17%	年2回定期健康診断 過度の業務の回避	1	8%
5 職場介助者等作業補助者の配置	2	17%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 健常者が業務に必要な文書類を音読	1	8%
6 労働条件への配慮	2	17%	学会、研修会への出席参加への奨励 労働時間短縮・残業の規制・過密スケジュールの回避	1	8%
7 廊下・通路の改善	2	17%	廊下の案内標示を大きくわかりやすくする	2	17%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

健常者が業務に必要な文書類を音読（職場介助者等作業補助者の配置）
照明設備を改善し室内の照度をアップする（建物に関する他の改善）